御殿場市社会人リーグ運営規定

1　本規定の趣旨

御殿場市社会人リーグ運営規定（以下「規定」という）は、御殿場市社会人リーグ運営要項（以下「要項」という）を補足するために定める。

2　当番

（1）　要項「６」に定める当番は運営委員会が指名する。

3　試合

（1）試合球は対戦チームの持ち寄りとする。

（2）延期試合

①延期試合の理由を運営委員会で検討し、不適切であると判断した場合は不戦試合として取り扱う。

（3）不戦試合

①不戦試合の理由を運営委員会で検討し、不適切であると判断した場合は放棄試合として取り扱う。

（4）放棄試合

①選手登録されていない者が出場したチームは試合放棄とみなし、その試合を放棄試合とする。

（5）ユニフォーム

①ユニフォームの規定は（財）日本サッカー協会ユニフォーム規定を原則とするが、相手チームの承諾を得れば例外を認める。

②半袖シャツの下に長袖のアンダーシャツを着用する場合は、同系色とするが、相手チームが認めれば黒色と白色に限り着用出来る。

③ユニフォームの選手番号は１～９９の整数とする。

（6）（5）に反するものは試合に出場できない。

4　入れ替え

特に技量が優秀と運営委員会が認めるチームは、前項によらず所属部を決定する事ができる。

5　雨天等の試合

（1）雨天時等の試合の可否は当番チームが決定するが、試合により選手に危険が及ぶ場合等を除き決行とする。当番は延期決定をした場合、当番チームは運営委員、担当役員に速に報告しなければならない。

（2）試合の有無は各チームが当番チームに確認しなければならない。確認せずに被った不利益はすべて当該チームが負う。

6　落雷事故の防止

財団法人日本サッカー協会発行の「サッカー活動中の落雷事項防止についての指針」を参照の事。

※御殿場市サッカー協会社会人部ホームページにて参照可能

7　熱中症対策

財団法人日本サッカー協会発行の「熱中症対策ガイドライン」を参照の事。

※御殿場市サッカー協会社会人部ホームページにて参照可能

付　則

この規定は平成１６年４月１日から施行する。

この規定は平成２０年４月１日から施行する。

この規定は平成２２年４月１日から施行する。

この規定は平成２９年４月１日から施行する。